

五	宇宙に関する科学に關し、日本国政府を代表して行う外国政府との交渉及び協力に關すること。	「新設」
六	宇宙に關する科学に關する條約その他の國際機関等との協力に關すること。	「新設」
七	宇宙・海洋安全保障政策室に、室長を置くこと。	「新設」
八	新安全保障課題政策室は、次に掲げる事務をつかさどる。	「新設」
一	日本国 の安全保障に係る基本的な外交政策のうち經濟、技術、サイバーその他	「新設」
二	の事項に関する新たな安全保障上の課題	「新設」
三	に関するものの企画及び立案に關すること。	「新設」
四	宇宙に關する科学に關し、日本国政府を代表して行う外国政府との交渉及び協力に關すること。	「新設」
五	宇宙に關する科学に關し、日本国政府を代表して行う外国政府との交渉及び協力に關すること。	「新設」
六	宇宙に關する科学に關する條約その他の國際約束の締結の準備及びその実施に關すること。	「新設」
七	海上安全保障政策室に、室長を置くこと。	「新設」
八	宇宙・サイバー政策室は、次に掲げる事務をつかさどる。	「新設」
一	日本国 の安全保障に係る基本的な外交政策のうち宇宙及びサイバーに關するもの	「新設」
二	の企画及び立案に關すること。	「新設」
三	宇宙に關する科学に係る外交政策に關すること。	「新設」
四	宇宙に關する科学に關し、日本国政府を代表して行う外国政府との交渉及び協力に關すること。	「新設」
五	宇宙に關する科学に關し、日本国政府を代表して行う外国政府との交渉及び協力に關すること。	「新設」
六	宇宙に關する科学に關する條約その他の	「新設」
七	の國際約束の締結の準備及びその実施に關すること。	「新設」
八	宇宙・サイバー政策室に、室長を置くこと。	「新設」
九	新安全保障課題政策室に、室長を置くこと。	「新設」

## 商標法施行規則及び商標登録令施行規則の一部を改正する省令

**第一条** 商標法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第十三号）の一部を次のように改正する。

		改 正 後	改 正 前
	(国際登録出願の願書等の送付)		[新設]
<b>第二条の二</b>	特許庁長官は、商標法第六十八条の三第一項の規定による国際登録出願の願書及び必要な書面の送付に代えて、これらの書類に記載されている事項を電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法をいう。）により同項に規定する国際事務局に提供することができる。この場合において、特許庁長官は、これらの書類を送付したものとみなす。	特許庁長官は、商標法第六十八条の三第三項の適用については、同項中「送付した国際登録出願の願書の写し」とあるのは「電磁的方法により提供した事項を記載した書面」とする。	備考 表中の「」の記載は注記である。
<b>2</b>	前項の場合において、商標法第六十八条の三第三項の適用については、同項中「送付した国際登録出願の願書の写し」とあるのは「電磁的方法により提供した事項を記載した書面」とする。		

	改	正	後		改	正	前
(更正の通報)				(更正の通報)			
<b>第九条の四</b> 商標法施行令第三条第二項の経済産業省令で定める通報は、標章の国際登録に関するマドリッド協定の一千九百八十九年六月二十七日にマドリッドで採択された議定書に基づく規則（第十五条の二において「議定書に基づく規則」という。第二十一条規則(2)の規定による更正の通報とする。				<b>第九条の四</b> 商標法施行令第三条第二項の経済産業省令で定める通報は、標章の国際登録に関するマドリッド協定及び同協定の議定書に基づく共通規則（第十五条の二において「共通規則」という。第二十一条規則(2)の規定による更正の通報とする。			
(個別手数料の納付期間)				(個別手数料の納付期間)			
<b>第十五条の二</b> 商標法第六十八条の三十第二項の経済産業省令で定める期間は、商標登録をすべき旨の査定又は審決の謄本の送達				<b>第十五条の二</b> 商標法第六十八条の三十第二項の経済産業省令で定める期間は、商標登録をすべき旨の査定又は審決の謄本の送達			